

定して差し引いておくことが、むしろ必要になるのではないか。60年でそのあとはゼロなんだという考え方に立てば、それはそれで一つの計算手法になる。

稲本 私はそちらのほうを、この研究会で考えている。

梶井 永久的改良というのを立てないで、永久と思われるやつも、何十年かの減価却資産と考えるということだね。

稲本 そうだ。

### (9) 増価額の法規範

玉井 たしかめておきたいが、そもそも有益費の償還請求というのは、本人が投資したものの回収になるけれども、その投資回収をどういう中身としてとらえるかは別にして、完全に投資回収が終わってしまえば、もはや小作人は償還請求をする必要もないし、できないんだという考え方でよいか。

稲本 民法上は、それでよろしいと思う。

玉井 そういう考え方をとれば、たとえば永久的改良であっても、投資回収が完全に終わった時点では、もはや請求権がないんだ、そういう意味ではそれは無限でなく、事業によって多少違うかもしれないが、あるものは50年、あるものは60年かかるかもしれないし、あるものは非常に効率がよくて、30年で完全に投資回収が終わってしまうということがあって、その辺が一つのメドとして決まるということか。そういうことを抜きにして、例えばここでは60年と書いてあったが、60年がいいのか、50年がいいのかという問題の判断の基準は、どう考えたらよいか……。

稲本 それは土地改良法が、増価額と書いてあるからだ。だから60年とみなすということはいわなくちゃならない。そう書いてなければ、自分が投下したものを回収できればよいはずだ。それを私は举证責任の問題としてメモでは述べた。

玉井 土地改良法も民法の有益費償還請求だから、民法上償還請求権が消えていけば、増価額は残っていても、土地改良法の償還請求だって、もともと請求権がないんだから請求はできないという論理にはならないのか。

田代 だからその場合、投資の回収ということが最後に出ているけれども、その概念をどういうふうにか考えるか、そこをはっきりさせなければ……。

玉井 これは非常に難しい。

稲本 でも民法で計算されるべきある額がある。これは確実にとれる。それを土地改良法という別の法律で、増価額というものを基準にして、民法の本来の請求額を決定しようという考え方をしていいのであれば、玉井説になるが、土地改良法と民法との関係では、やっぱり土地改良法は特別法だから、そこで増価額といっている以上、その増価額の中身を、民法原則案を基準にそれ自体として解釈して明らかにしなければならない。

改良法上の増価額そのものを、私たちは問題にしている。ただ、増価額をどう算定するかということについていままでやってきたわけだから、民法的な請求権がなくなれば、改良法上、増価額と書いてあっても問題にしなくていいじゃないかという議論にはならない。私法と公法との関係で次元が違うが、この点に関しては、特別法だと思う。それ自体が明らかにされなければならないので、そのために、民法原則がどれだけ役に立つか立たないかを議論しなければいけない。

ところで増価額はいくらかというときに民法原則上では、投下したものを回収できれば、それで不公平はなくなるんだという原理がある。特別法で増価額とはっきりいっていて、この二つの折り合いをつけるためには、どこかで「みなし」的処理が必要だ。永久改良というものは、民法上からいうとこれはありえない。いつか回収されるから。しかし増価額ということになると、永久に増価というのはいりうる。これは土地改良法固有の現象だ。それを民法上の原理を応用しながら解釈すると、どこかで「みなし」を行おうということになる。それが60年というのが、中江さんのご提案だ。